

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持並びに地球温暖化防止のため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を低減することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象自動車 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「令」という。）第4条第1号から4号までに掲げる自動車及び同条第6号に掲げる自動車（人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。）をいう。
- (2) 対策地域 令別表第1第5号に掲げる地域をいう。
- (3) 荷主等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を他の者に委託して運送させる者
 - イ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者
- (4) 特定荷主等 荷主等のうち継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するものをいう。
- (5) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業を営む者であって、対策地域内に営業所を有するものをいう。
- (6) 特定旅行者 旅行者のうち、その業務の範囲が旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務であって、対策地域内で対象自動車を利用した業務を実施するものをいう。
- (7) 中継施設管理者 次のいずれかに該当する施設であって、対策地域内に存するものを設置し、又は管理する者をいう。
 - ア 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾
 - イ 空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項第3号に規定する空港
 - ウ 鉄道の貨物駅（上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る）
 - エ 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定する中央卸売市場
- (8) 車種規制適合車 対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。

(9) 車種規制非適合車 対象自動車であって、前号に定める車種規制適合車以外のものをいう。

(10) 車種規制適合車標章 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する技術基準と同等以上の基準に適合していることを示す表示をいう。

（エコドライブの実施等）

第3 対策地域において対象自動車を運行する者は、当該自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を最小限度にとどめるための適正な運転、その他必要な整備及び適正な管理（以下「エコドライブ」という。）を行うよう努めるものとする。

2 対策地域において対象自動車を事業の用に供する者は、当該自動車の運転者に対して、エコドライブを行わせるために適切な措置を講じるよう努めるものとする。

（車種規制非適合車の不使用）

第4 対策地域において対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しないよう努めるものとする。

（車種規制適合車標章の表示）

第5 対策地域において車種規制適合車を運行する者は、車種規制適合車標章を当該車種規制適合車に表示するよう努めるものとする。

（荷主等による車種規制非適合車の不使用のための措置等）

第6 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとするときは、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。

2 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。

3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者等に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。

4 荷主等及び旅行業者は、前3項の場合において、車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認し、その結果を記録するよう努めるものとする。

5 荷主等及び旅行業者は、第1項から第3項までの場合において、エコドライブの実施を求めるよう努めるものとする。

(特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の定期報告)

第7 特定荷主等及び特定旅行業者は、毎年度6月30日までに、別紙様式により、前年度における次に掲げる事項を愛知県知事に報告するものとする。

- 一 車種規制非適合車不使用の要請状況
- 二 車種規制非適合車の確認状況

(車種規制非適合車の不使用等に関する周知)

第8 中継施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、第4の規定に基づく車種規制非適合車の不使用について周知するための措置（以下「車種規制非適合車の不使用に関する周知の措置」という。）に努めるものとする。

第9 業として自動車を販売し、又は賃貸する者（第10において「自動車販売業者等」という。）は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、車種規制非適合車の不使用に関する周知の措置を講じるよう努めるものとする。

2 業として自動車を整備する者は、対象自動車の整備を受ける者に対し、第5の規定に基づく車種規制適合車標章の表示について周知するための措置を講じるよう努めるものとする。

(助言)

第10 知事は、第3から第9までの規定の施行に関し、必要があると認めるときは、対策地域において対象自動車を運行する者、荷主等、旅行業者、中継施設管理者、自動車販売業者等及び自動車を整備する者に対し、必要な助言を行うことができる。

(関係市の措置)

第11 名古屋市又は岡崎市の区域に存する者に対する第7及び第10の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「名古屋市長」又は「岡崎市長」とする。

(雑則)

第12 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年8月13日から施行する。

ただし、第7については、平成23年4月1日から施行する。

別紙様式

(第7関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">措 置 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛知県知事 殿 市長</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="margin: 10px 0;">貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第7の規定により、次のとおり提出します。</p>	
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 特定荷主等 <input type="checkbox"/> 特定旅行業者
事業所の名称及び所在地 (特定荷主等の場合)	(名称) (所在地)
資本金の額等 (特定荷主等の場合)	<input type="checkbox"/> 資本金の額 <input type="checkbox"/> 基金の総額 <input type="checkbox"/> 資産の総額 <input type="checkbox"/> 出資の総額
事業所の建物の延べ面積及び敷地面積 (特定荷主等の場合)	(1) 延べ面積 m²
	(2) 敷地面積 m²
非適合車不使用の要請状況	別紙のとおり
非適合車の確認状況	別紙のとおり
担当者所属氏名及び連絡先	所 属 氏 名 電 話 番 号 電子メールアドレス
※ 整 理 番 号	

- 備考1 □のある欄には、それぞれに該当する□内にレ印を記載してください。
- 2 資本金の額等、事業所の建物の延べ面積及び敷地面積は、前年度末現在の金額及び面積を記載してください。
- 3 特定荷主等にあつては、事業所毎に提出してください。特定旅行業者にあつては、県内の本社又は主たる事務所が提出してください。
- 4 ※印の欄には、記載しないでください。

別紙

非適合車不使用の要請状況及び非適合車の確認状況

非適合車不使用の要請状況	<input type="checkbox"/> 契約書への記載 <input type="checkbox"/> 文書・チラシによる依頼 <input type="checkbox"/> 看板の設置 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載してください。） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; height: 100%; margin: 10px auto;"></div>	
非適合車の確認状況	確認の方法	<input type="checkbox"/> ステッカーによる確認 <input type="checkbox"/> 使用車両の事前届出・登録等による確認 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載してください。） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; height: 100%; margin: 10px auto;"></div>
	確認の結果の概要	確認した車両総台数 () 台 <input type="checkbox"/> 非適合車あり <input type="checkbox"/> 非適合車なし 非適合車の台数 () 台
その他特記事項		

- 備考 1 非適合車不使用の要請状況欄には、該当する要請内容の□内にレ印を記載し、該当項目がない場合には、「その他」に具体的な要請状況を記載してください。
- 2 非適合車の確認の方法欄には、該当する確認方法の□内にレ印を記載し、該当項目がない場合には、「その他」に具体的な確認方法を記載してください。
- 3 確認の結果の概要欄には確認した車両総台数、該当する非適合車の有無を□内にレ印、非適合車ありの場合は、確認した非適合車の台数を記載してください。
- 4 その他特記事項欄には、その他特記すべき事項がありましたら、記載してください。